

道路法(車両制限令)遵守のお願い

～ 重量・軸重超過は未然に防ぐことができます ～

鋼製品を積載する車両の重量・軸重超過違反が多発!

高速道路機構では、高速道路会社と連携して車両制限令違反の取締を行っており、違反したと認められる車両に対して措置命令書を交付しています。その件数は、年間5千件を超えています。違反内容の大半は重量の超過によるもので、その内訳を見てみると、鋼製品を積載物とする車両が、全体の28%を占めていることがわかります。

1位	鋼製品	28%
2位	食料品	10%
3位	車両(建設機械等)	8%

(機構発出の措置命令書(H26年度)の総重量違反の積載物より)

違反を未然に防ぐには

お許可
持ち証
の場合

積荷の情報(重量・寸法・形状など)の事前確認

- ①事前に積荷の情報を把握し、積荷に見合った車両を選択しましょう。
- ②重量が超過する場合、積荷を分割するなどの重量軽減措置を行いましょう。
- ③許可値を超過すると、法令違反になることを依頼者へ伝えましょう。

お許可
持ち証
でない
場合

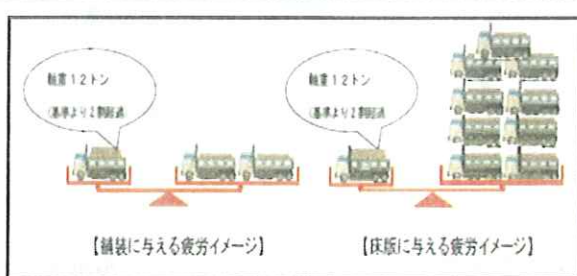
まず、許可証の申請をしましょう。

特殊な車両を通行させようとするときは、道路管理者が発行する許可証が必要です。お近くの窓口またはオンラインにての申請をお願いします。
※ その際、積荷の情報(予定)を十分確認して申請してください。

(申請窓口、オンライン申請に関する詳細、その他特殊車両に関する事項は、国土交通省 関東地方整備局HP (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)をご参照下さい。)

確認1 重量の超過車両は、どのような影響があるのでしょうか?

● 橋や舗装に大きな負担をかけています。



重量超過車両の通行は、橋や舗装に疲労(ダメージ)を与え、その影響は、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗に比例すると言われています。仮に大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対して約2台分、橋に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

重量負荷によるひび割れ(橋の裏側)



● 重大事故に繋がる可能性が高くなります。



重量超過車両による事故は、死亡事故などの重大事故につながりやすく、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会・経済活動に多大な影響を与えます。

過去の事故事例

H23.9.22、首都高速道路にて、重量超過の重量物運搬用セミトレーラが速度超過により積荷の重機を落下させた事故。10時間超の通行止めと多額の費用を要しました(この費用は事故原因者の負担となります)。また、H24.9に道路法違反の容疑で告発を行い、起訴されました。

確認2

車両の重量・軸重等の最高限度を超える車両を通行させた場合、
道路法違反となります。

措置命令処分



道路管理者が、現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させていることを確認した場合、道路法第47条の3の規定に基づき、違反者に対して積荷の分割等の軽減措置を講じるよう命じたり、軽減措置が不可能なときには通行の中止(高速道路においては、入口でのUターンや最寄インターチェンジからの流出)を命じています。

違反を繰返した場合

違反を繰返した場合については警告書を送付し、道路法遵守への取組が不十分な会社として機構HPへの掲載を行います。
<http://www.jehdra.go.jp/sharyouseigenrei.html>

許可取消と罰則

以下の要件を満たす場合、許可取り消しや告発を行うことになっています。

許可なく又は許可条件に反して車両を通行させ、

1. 死亡又は重傷に係る交通事故、道路損壊に係る重大な交通事故を発生させた場合
2. 道路管理者の措置命令に違反した場合
3. 常習的に違反している場合

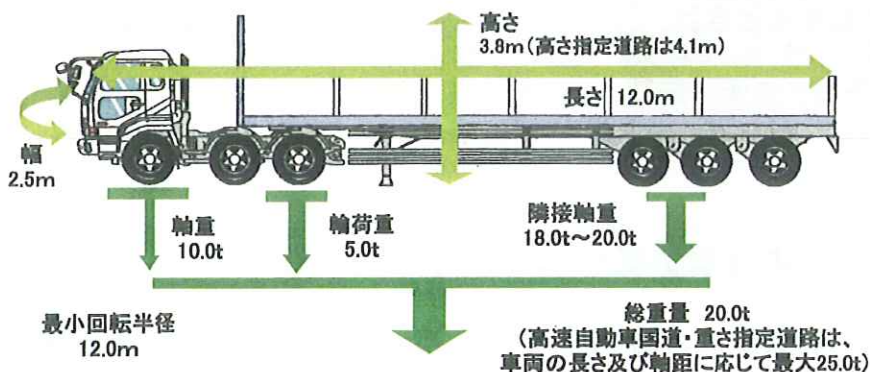
主な罰則 (道路法第103条~107条)

- ・制限値違反 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・措置命令違反 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・許可証不携帯 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・法人両罰 ⇒ 上記の罰則

参考

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。

(道路法47条1項、車両制限令第3条)



上記の限度値を超える車両を通行させる場合、
許可を得る必要があります。(道路法第47条2項)

セミトレーラ等の限度値の特例

・総重量
25.0t~36.0t
(高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)

・長さ
セミトレーラ 16.5m
フルトレーラ 18.0m

【注意】

積載物のみ出しがある場合、
長さの特例は適用外です。

※道路交通法では、車両の長さの10%を超えたのみ出しを禁止しています。

出発前 チェックリスト

許可を受けて通行する際は、運転前に、右記の項目をチェックしてください。

- 車両(積荷含む)の重量・軸重などは、許可値をこえていませんか？
- 許可証を提示出来るように携帯していますか？(許可証は写しでも可)
- 許可証の期限は切れていませんか？
- 通行予定経路は許可証の経路にありますか？
- 通行予定経路の道路の状況(規制情報など)は確認しましたか？
- 徐行や誘導車等の条件がある場合には、必要な措置をとっていますか？
- 指定通行時間内に通行する計画になっていますか？

※万が一、事故の時には直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告してください。

以上の内容をご理解いただき、安全に走行してください。

道路法(車両制限令)遵守のお願い

～ 長さ・高さ超過は未然に防ぐことができます ～

自動車を積載する車両の長さ・高さ超過違反が多発!

高速道路機構では、高速道路会社と連携して車両制限令違反の取締を行っており、違反したと認められる車両に対して措置命令書を交付しています。その件数は、年間5千件を超えています。中でも自動車を積載する車両による繰り返しの違反が目立っています。これは、長さ超過違反の51%を占め、長さ違反と同時に高さ違反となる傾向があります。

1位 車両(商品自動車等)	51%
2位 鋼製品	24%
3位 機械製品	4%

(機構発出の措置命令書(H26年度)の長さ違反の積載物より)

違反を未然に防ぐには

お持ち証の場合

積荷の情報(重量・寸法・形状など)の事前確認

- ①事前に積荷の情報を把握し、積荷に見合った車両を選択しましょう。
- ②寸法が超過する場合、積荷を分割するなどの措置を行いましょう。
- ③許可値を超過すると、法令違反になることを依頼者へ伝えましょう。

お持ち証でない場合

まず、許可証の申請をしましょう。

特殊車両を通行させようとするときは、道路管理者が発行する許可証が必要です。お近くの窓口またはオンラインにての申請をお願いします。
※ その際、積荷の情報(予定)を十分確認して申請してください。

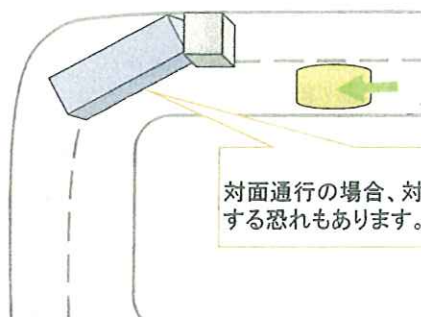
(申請窓口、オンライン申請に関する詳細、その他特殊車両に関する事項は、国土交通省 関東地方整備局HP(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)をご参照下さい。)

確認1

長さや高さの制限値を超過して走行すると他の車両に対し、どのような影響があるのでしょうか？

● 長さや最小回転半径が制限値を超過している場合

曲線部や交差点を通行する際、他の車線にはみ出して走行している可能性があります。車線をはみ出した状態での走行は、後方車両の視界を遮り大変危険です。

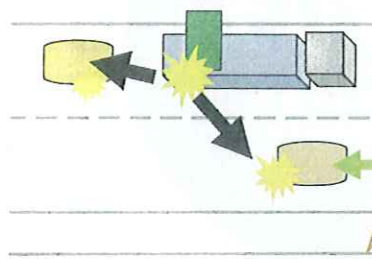


● 高さが制限値を超過している場合

トンネル等を通行する際、構造物や工事の足場、設置看板等に積載物が衝突する可能性があります。積載物を落とすと、他の走行車両の妨げとなり、大変危険です。

事件事例

H20.10.23、高鷲トンネルにてキャリアカーが走行中、積載していた車両が原因で高さが限度値を超過(4.5m)していたため、トンネル内部に設置されていた点検用の足場に車両を衝突させ、足場が落下、後続の乗用車及び対向車線の乗用車に落下した足場の一部を直撃させました。



確認2

車両の幅、長さ等の最高限度を超える車両を通行させた場合、道路法違反となります。

措置命令処分



道路管理者が、現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させていることを確認した場合、道路法第47条の3の規定に基づき、違反者に対して積荷の分割等の軽減措置を講じるよう命じたり、軽減措置が不可能なときには通行の中止(高速道路においては、入口でのUターンや最寄インターチェンジからの流出)を命じています。

違反を繰り返した場合

違反を繰り返した場合については警告書を送付し、道路法遵守への取組が不十分な会社として機構HPへの掲載を行います。
<http://www.jehdra.go.jp/sharyouseigenrei.html>

許可取消と罰則

以下の要件を満たす場合、許可取り消しや告発を行うことになっています。

許可なく又は許可条件に反して車両を通行させ、

1. 死亡又は重傷に係る交通事故、道路損壊に係る重大な交通事故を発生させた場合
2. 道路管理者の措置命令に違反した場合
3. 常習的に違反している場合

主な罰則 (道路法第103条～107条)

- ・制限値違反 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・措置命令違反 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・許可証不携帯 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・法人両罰 ⇒ 上記の罰則

参考

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)



上記の制限値を超える車両を通行させる場合、許可を得る必要があります。

(道路法第47条2項)

セミトレーラ等の限度値の特例

- ・総重量 25.0t～36.0t (高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)
- ・長さ セミトレーラ 16.5m
フルトレーラ 18.0m

【注意】

積載物のはみ出しがある場合、長さの特例は適用外です。

※道路交通法では、車両の長さの10%を超えたのはみ出しを禁止しています。

出発前 チェックリスト

許可を受けて通行する際は、運転前に、右記の項目をチェックしてください。

- 車両(積荷含む)の長さ・高さなどは、許可値をこえていませんか？
- 許可証を提示出来るように携帯していますか？(許可証は写しでも可)
- 許可証の期限は切れていませんか？
- 通行予定経路は許可証の経路にありますか？
- 通行予定経路の道路の状況(規制情報など)は確認しましたか？
- 徐行や誘導車等の条件がある場合には、必要な措置をとっていますか？
- 指定通行時間内に通行する計画になっていますか？

※万が一、事故の時には直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告してください。

以上の内容をご理解いただき、安全に走行してください。